

陳情番号	陳情 第 6 号
受理年月日	令和4年8月22日受理
付託委員会	総務企画常任委員会
(件名) 川内原発の運転期間を20年延長しないことを求める件	
(陳情の要旨)  <p>川内原発1・2号機は、あと数年で法で定められた寿命（運転開始から40年）を迎えます。電力事業者に1度だけ認められている延長運転の申請に向けて、九州電力は、「特別点検」を実施しており、1年以内の原子力規制委員会への申請は確実です。</p> <p>2011年3月の福島第1原発事故は、私たちに衝撃を与えました。テレビに映し出される水素爆発の映像、無残な骨組みをあらわにした原子炉建屋。迫りくる放射能に逃げまどい、11年半経った今でも帰還できないばかりか3万余の人々が避難生活を余儀なくされています。生活を失った住民、甲状腺がんにおびえる子どもたち。原発では処理しきれない汚染水をついに海洋投棄に踏み切ろうとしています。安全な原発などどこにもありません。使用済み核燃料の管理は10万年にも及びます。</p> <p>川内原発の延長運転は、住民の安心・安全な暮らしとは相いれないものです。第1には、運転開始から40年を超える老朽原発は、部分的な部品の交換をしても、最も放射能を浴び続け、金属脆化による劣化する「原子炉圧力容器」は交換できず、一番の危険性をはらみます。第2には、川内原発の耐震強度は620ガルしかなく、熊本地震で記録した1580ガルには遠く及びません。第3には、原子力規制委員会から押しつけられている自治体の避難計画は実行性に多大な疑問が残ります。第4には、運転し続けなければ、処理のめどもたっていない「使用済み核燃料」が増え続けることになり、その管理を未来永劫子孫に押し付けることになってしまいます。そして第5には、ロシアによるウクライナ侵略では原発の施設も攻撃され世界が震撼しました。戦争での原発攻撃は現実のものとなりました。</p> <p>このように、幾重にも、原発と住民の安心・安全な暮らしとは共存できない</p>	

ということが誰の目にも明らかになっています。住民の代表である議員のみなさまにはこのことを第一に踏まえて、川内原発20年延長を判断いただきたいのです。これまで長く、政府も電力事業者も、原発がなければ電気が足りなくなる、日本経済が立ち行かなくなると大宣伝を行ってきました。しかし、福島原発事故後、全国に54基あった原発は、全て停止され、川内原発1号機が全国1番手で再稼働されるまで、電気が足りなくなることはありませんでした。それどころか九電は一昨年「出力抑制」という再生可能エネルギー供給を全国で初めて停止しました。

太陽と風、水の流れと地熱など、この鹿児島は再生可能な自然エネルギーに満ちています。この自然の力によるエネルギーこそ、私たちの未来の希望ではないでしょうか。原発政策は課題の先送りにしかありません。老朽化した川内原発を延長して使い続ける道ではなく、住民の安心・安全な暮らしを守るエネルギー政策を進める道を求めていきましょう。

以上の趣旨に基づき、下記の項目を陳情いたします。

(陳情項目)

- 1 住民の安心・安全な暮らしが必ず守られるという確証なしに20年運転延長は認められないとの決議を求めます。
- 2 政府と県に対して、貴議会からの原発40年運転期間を守る意見書の提出を求めます。